

新潟県条例第54号

新潟県都市公園条例の一部を改正する条例

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
別表第2（第10条関係）					別表第2（第10条関係）						
(1) (略)					(1) (略)						
(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合					(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合						
区 分	単 位	金 額			区 分	単 位	金 額				
		新 潟 市	新潟市以外の市	町 村			新 潟 市	新潟市以外の市	町 村		
電柱 その 他こ れに 類す るも の	第1種電柱	(略)	1,200円	540円	420円	電柱	第1種電柱	(略)	1,100円	470円	340円
	第2種電柱		1,900円	830円	640円	その	第2種電柱		1,600円	720円	530円
	第3種電柱		2,500円	1,100円	870円	他こ	第3種電柱		2,200円	970円	710円
	第1種電話柱		1,100円	480円	370円	れに	第1種電話柱		980円	420円	310円
	第2種電話柱		1,700円	770円	600円	類す	第2種電話柱		1,500円	670円	490円
	第3種電話柱		2,400円	1,100円	820円	るも	第3種電話柱		2,100円	920円	680円
	その他の柱類		110円	48円	37円	の	その他の柱類		98円	42円	31円
水道 管、 下水	外径が0.15メ ートル未満の もの	(略)	98円	43円	34円	水道 管、 下水	外径が0.15メ ートル未満の もの	(略)	88円	37円	27円
道 管、 ガス 管そ の他	外径が0.15メ ートル以上 0.2メートル 未満のもの		130円	58円	45円	道 管、 ガス 管そ の他	外径が0.15メ ートル以上 0.2メートル 未満のもの		110円	50円	37円
これ らに 類す るも の	外径が0.2メ ートル以上 0.4メートル 未満のもの		260円	120円	90円	これ らに 類す るも の	外径が0.2メ ートル以上 0.4メートル 未満のもの		230円	100円	74円
	外径が0.4メ ートル以上1 メートル未満		650円	290円	220円		外径が0.4メ ートル以上1 メートル未満		590円	250円	180円

	のもの 外径が1メートル以上のもの		1,300円	580円	450円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	2,200円	960円	750円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	(略)	910円	400円	310円	
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用期間が1月未満の場合	(略)	264円	21円	10円
	占用期間が1月以上の場合	(略)	240円	19円	9円
標識	(略)	1,700円	770円	600円	
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	(略)	2,400円	190円	92円	
土石、竹木その他の工事用材料の置場	(略)	2,400円	190円	92円	

(3)～(8) (略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。

	のもの 外径が1メートル以上のもの		1,100円	500円	370円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	1,900円	840円	620円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	(略)	820円	350円	260円	
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用期間が1月未満の場合	(略)	198円	20円	9円
	占用期間が1月以上の場合	(略)	180円	18円	8円
標識	(略)	1,500円	670円	490円	
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	(略)	1,800円	180円	89円	
土石、竹木その他の工事用材料の置場	(略)	1,800円	180円	89円	

(3)～(8) (略)

備考 (略)

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。